

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市期日前・不在者投票システム・新選挙人名簿システムとの連携 検証対応
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年10月10日
契約の相手方名	日本電気株式会社 関東甲信越支社
契約金額	14,685,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、選挙人名簿管理システムを再構築するため、連携先のシステムである期日前・不在者投票システム(以下、「連携先システム」という。)が正常にデータ連携できるよう検証作業を実施するものである。</p> <p>連携先システムにおけるこれらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要がある。このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である日本電気株式会社関東甲信越支社でしか作業ができないものである。</p> <p>以上により、本調達は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約によるものとし、同社を相手方として契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市住民記録システム標準化対応における介護保険外6システム改修業務(令和5年度作業分)
履行場所	さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年10月18日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	44,561,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、住民記録システムが標準準拠システムにバージョンアップするため、連携先のシステムである介護保険システム、児童手当・児童扶養手当システム、障がい福祉システム、指定難病医療給付システム、保健システム、児童系業務(放課後児童クラブ)システム及び保育料システム(以下、「連携先システム」という。)がデータ連携できるよう改修するものである。</p> <p>連携先システムにおけるこれらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要がある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉・群馬公共ビジネス部でしか作業ができないものである。</p> <p>以上により、本調達では地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約によるものとし、同社を相手方として契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市住民記録システム標準化対応における国民健康保険外1システム改修業務(令和5年度作業分)
履行場所	さいたま市役所(さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号)外
契約締結日	令和5年10月19日
契約の相手方名	株式会社アイネス 公共営業部
契約金額	6,160,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、住民記録システムが標準準拠システムにバージョンアップするため、連携先のシステムである国民健康保険システム、及び高齢者福祉システム(以下、「連携先システム」という。)がデータ連携できるよう改修するものである。</p> <p>連携先システムにおけるこれらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要がある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である株式会社アイネス公共営業部でしか作業ができないものである。</p> <p>以上により、本調達は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約によるものとし、同社を相手方として契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市住民記録システム標準化対応における農地・農家台帳外1システム改修業務(令和5年度作業分)
履行場所	さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年10月23日
契約の相手方名	株式会社BSNアイネット
契約金額	5,907,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、住民記録システムが標準準拠システムにバージョンアップするため、連携先のシステムである農地・農家台帳システム、就学援助システム(以下、「連携先システム」という。)がデータ連携できるよう改修するものである。</p> <p>連携先システムにおけるこれらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要がある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である株式会社BSNアイネットでしか作業ができないものである。</p> <p>以上により、本調達は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約によるものとし、同社を相手方として契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市住民記録システム標準化対応における住宅管理システム改修業務
履行場所	さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年10月24日
契約の相手方名	ミツイワ株式会社 関東営業部
契約金額	1,705,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、住民記録システムが標準準拠システムにバージョンアップするため、連携先のシステムである住宅管理システム(以下、「連携先システム」という。)がデータ連携できるよう改修するものである。</p> <p>連携先システムにおけるこれらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要がある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者であるミツイワ株式会社関東営業部でしか作業ができないものである。</p> <p>以上により、本調達は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約によるものとし、同社を相手方として契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市住民記録システム標準化対応における福祉医療システム改修業務
履行場所	さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年11月2日
契約の相手方名	株式会社日立製作所 北関東支店
契約金額	12,925,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、住民記録システムが標準準拠システムへ移行することに伴い、データレイアウトが変更される。それに伴い、福祉医療システムのデータ連携できるよう対応するものである。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要がある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である株式会社日立製作所北関東支店でしか作業ができないものである。</p> <p>以上により、本調達は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約によるものとし、同社を相手方として契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市標準化住民記録システム導入における基幹系端末ポリシー設定調査及び変更対応作業
履行場所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年11月15日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	2,101,000円
随意契約によること とした理由	<p>現在導入を進めている標準化住民記録システムについて、令和6年5月に本稼働を予定しており、このシステムについては現行の基幹系端末からMicrosoft Edgeを用いてアクセスすることを予定している。Microsoft Edgeの設定は、共通認証システムを構成するサーバの1つであるActiveDirectoryサーバにて一元管理を行っているため、現行の基幹系端末のMicrosoft Edgeにて標準化住民記録システムが正常に動作するよう、基幹系ActiveDirectoryにおけるポリシー設定の調査、及び設定変更等を実施する必要がある。</p> <p>本業務は、現行の認証システムの設計情報を継承しつつ、整合を図りながら、本市認証システムに連携する各システムの動作に影響が出ないよう、設計・設定を実施することが求められ、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要がある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉・群馬公共ビジネス部でしか作業ができないものである。</p> <p>以上により、本調達では地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によるものとし、同社を相手方として契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市後期高齢者医療システム再構築・運用保守業務委託
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年11月30日
契約の相手方名	株式会社日立製作所 北関東支店
契約金額	1,237,500,000円
随意契約によること とした理由	<p>「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」により、各自治体は後期高齢者医療業務を含む20の事務に係る業務システムを国が定めた標準仕様に準拠したシステム(以下「標準準拠システム」という。)に令和7年度末までに移行させることとされた。</p> <p>本市では上記の国の方針を踏まえた本調達の実施に向け、後期高齢者医療システムを標準準拠システムに移行する方法等について、令和5年1月に情報提供依頼(RFI)を行った。その結果、対応可能と回答したのは株式会社日立製作所(以下「H社」という。)のみであり、期限までに対応するには、現在本市に提供中の既存システムを改修する方法になることであった。</p> <p>その後、令和5年8月末から9月上旬にかけ、標準化対象20業務の政令市用システム(標準化対応前版)を提供中の事業者に対し、標準準拠システムパッケージの提供可否の調査を実施した。その結果、H社からは前回と同様の回答があったが、その他の全ての事業者からは「提供できるパッケージが存在しない(開発していない・開発が間に合わない)」「人的リソース不足等により既存顧客以外への対応はできない」等の理由から、令和7年度末までの本市への提供見込はない旨の回答があった。</p> <p>これらのことから、本調達においてはH社以外の事業者による対応見込みはなく、また、H社が対応する場合には現行システムの改修となるが、この改修は当該システムについて著作権を持つH社以外は実施できない。</p> <p>以上により、本調達は地方自治法施行令167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約によるものとし、H社を相手方として契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市住民記録システム標準化対応における幼保無償化システム改修業務(令和5年度作業分)
履行場所	さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年11月30日
契約の相手方名	株式会社日立ソリューションズ西日本 中国本社
契約金額	1,629,100円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、住民記録システムが標準準拠システムへ移行することに伴い、データレイアウトが変更される。それに伴い、幼保無償化給付システムのデータ連携できるよう対応するものである。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要がある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である株式会社日立ソリューションズ西日本でしか作業ができないものである。</p> <p>以上により、本調達は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約によるものとし、同社を相手方として契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部未来都市推進部
件名	地下鉄7号線延伸事業効果検討業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契約締結日	令和5年12月25日
契約の相手方名	社会システム株式会社
契約金額	8,800,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、地下鉄7号線が延伸された場合の鉄道利用者数を予測する需要予測の試算を行う業務である。</p> <p>前提条件の変更により試算を行う上で、試算結果の整合性を確保するためには、需要予測は国でとりまとめた需要推計モデルや最新の統計データ、これまで設定してきた前提条件を組み込んだ独自のプログラムにより試算を行う必要があり、当該プログラムを所有する者にしかできない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約によることとした。また、契約の相手方は、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、これまでの試算結果と整合性が確保できず、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該プログラムを所有する業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部未来都市推進部
件名	令和5年度岩槻駅周辺リノベーションまちづくり推進業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契約締結日	令和5年10月30日
契約の相手方名	ランドブレイン株式会社 埼玉事務所
契約金額	8,921,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、空き店舗の増加や若年層の流出といった都市経営課題を解決するために、リノベーションまちづくりに取組み、岩槻駅周辺のエリアの価値の上昇を目的としている。岩槻駅周辺の地域特性を理解したうえで、これまでのリノベーションまちづくりの取組みの分析・評価、シンポジウムの開催支援、来年度以降運営可能な事業構造を検討、構築させるものである。</p> <p>公募型プロポーザル方式により募集及び審査を行った結果、当該事業者が最高点を得て最優秀提案事業者に選定されたため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>